

## 2017年度（平成29年度）事業計画

期 間                    自 2017年6月1日  
                             至 2018年5月31日

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会  
（全労済協会）

## I. 事業方針

一般財団法人への移行から4年が経過し、シンクタンク事業を中心とする公益目的支出計画の三分の一が終了しました。相互扶助事業も認可特定保険業として、推進手法や支払態勢などを整備しながら、共済保険の普及に向けて推進活動を行っています。

2017年度は両事業における単年度課題を着実に遂行していくとともに、支出計画が終了する2025年を見据えて、全労済協会の様々な可能性、方向性も含め、今後の全労済協会のあり方についての検討を開始していきます。

シンクタンク事業においては、引き続き公益目的支出計画における継続事業として認可された内容の充実と、勤労者の自主福祉・共済活動の更なる前進を目指すという理念にもとづき、短期的・長期的な課題整理の上で国内・外において調査研究と活動支援を行っていきます。

また、時代の潮流を意識しながら勤労者の視点に立って「新たな事業領域の開発や受託による調査研究の検討」を行い、公益性と収益性の両面を鑑みながら引き続き進めます。

相互扶助事業は、認可特定保険業として引き続き丁寧な推進活動を行うとともに、団体のニーズにより代理店制度の提案を行っていきます。また、損害調査体制の見直しやダイレクト推進等の導入を行い、迅速な保険金の支払いと幅広い推進活動につなげていきます。

全労済協会は、2017年度も「絆を紡ぎ 未来を奏でる 勤労者ネットワークの構築」をテーマに、勤労者が豊かで安心できる社会づくりに貢献できるよう、以下のとおり事業計画を定め、精力的に活動を行います。

## Ⅱ. シンクタンク事業 A 【公益目的支出計画における実施事業】

2017年度も公益目的支出計画を踏まえ、「勤労者の相互扶助思想の啓発と普及により、『人と人との絆』が張り巡らされた社会連帯の実現」を希求する視点でシンクタンク事業に取り組むこととし、長期的ビジョンを意識した活動を展開します。

### <継続事業 1>

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉・共済に関する調査研究を実施するものであり、研究成果を広く発信することにより、勤労者生活向上に寄与する点において、「勤労者福祉の向上を目的とする事業」です。

#### 1. 勤労者の生活・福祉・共済に関する調査・研究および刊行物の編集・発行等に係る事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉・共済に関する調査研究を実施し、研究成果を広く発信することにより、勤労者生活向上に寄与することを目的とします。

(定款第4条第1項第1号ア)

##### (1) 調査・研究

###### 1) 勤労者福祉研究会

学識経験者等で構成された研究会を設置し、勤労者の生活・福祉に関するテーマで様々な角度から総合的に研究し、勤労者福祉の普及・啓発に貢献するため、これらに関する専門的な研究および調査を行います。

###### ア) 「格差・貧困の拡大の原因と是正施策に関する研究会」

2016年度で終了した研究会の報告書籍を2017年9月に刊行し、東京シンポジウム等を通じて、成果を広く周知します。

###### イ) 新たな「これからの働き方研究会（仮称）」の設置

2017年6月に新たな研究会として、『働く』を見つめ直す：雇用者の視線から」をテーマに設置します。

具体的には、働くことにまつわる、『知っているようで知らなかった事実』、『なんとなく気になっていた事実』を整理・解説し『これからの働き方：雇用者へのメッセージ』をとりまとめ、成果を報告書籍とし、シンポジウム等を通じて広く一般勤労者とりわけ若年層に対し周知していきます。

###### 2) 課題別調査研究／各種研究調査活動

共済・協同組合関連や勤労者の生活・福祉、社会保障等に関する個別課題を研究テーマとして勤労者・消費者の視点に立った研究を行い、勤労者福祉の普及・啓発に貢献するため、これらに関する基礎的な研究や、具体的な研究を行います。

###### ア) 協同組合系…協同組合関連、組合員教育関連、共済・保険関連

###### ■ 協同組合研究会

2016年度で終了した研究会の報告書籍を9月に刊行し、大学の講義における活用、全労済グループを始めとする生協組織における新人・若手職員研修ツールとしての活用等を通じて、生活・経済格差が広がる現代日本において既存の協同組合が果たすべき役割について、次世代への醸成を図ります。

## イ) 社会保障系・コミュニティの研究

### ■ 他団体と連携した研究会への参画

認定特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会（市民協）が中心となり 2017 年 6 月～12 月に設置する「2025 年の社会政策の在り方研究会」へ事務局として参画し、『日本における社会政策の位置づけと財政の課題の議論』を支援します。

### ■ 新たな課題別研究会設置の検討

都市と地方における地域連帯の仕組について、新たな課題別の研究会を 2018 年 1 月に設置します。（上記、他団体研究会への協力が年内終了見込みのため、その後の設置とします。）

## 3) 勤労者生活実態調査（アンケート調査等）

### ア) 「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査」

2016 年に実施した「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査」の報告書の完成に伴う報告会を 2017 年 8 月に開催し、その成果の普及を目指します。

### イ) 「共済・保険に関する意識調査」

2017 年度の取り組みとして勤労者を対象に「共済・保険に関する意識調査」を実施して報告書に取りまとめ、その成果の普及を目指します。

## (2) 情報発信

### 1) 刊行物の編集・発信等（研究成果の発信）

各調査研究会やシンポジウム・講演会等の成果報告書を作成し、関係諸団体への提供ならびに広報誌・ホームページ等のツールを用い一般の個人・団体へも広く情報提供を行います。

### 2) 情報発信

シンポジウム・研究会等の成果をマス媒体やホームページを活用し、より広く一般市民に発信します。

#### ア) マス媒体による情報発信

#### イ) WEB ツール（メールマガジン等）を活用した情報発信

#### ウ) 法人運営・相互扶助事業と連動した新たな全労済協会ホームページの開設とリンク先の拡充（労働系シンクタンク、各産別組織等）

### 3) 広報誌の発行

つぎの広報誌について、従来の配布先（関係省庁、自治体、労働組合、サービスセンター、事業団体、全労済グループ等）を拡大し、誌面の充実やホームページとのリンクを強化することで、外部への発信機能を強化します。

#### ア) 広報誌「Monthly Note（全労済協会だより）」（月次発行）

#### イ) 季刊誌「ウェルフェア（仮称）」の刊行（7 月・10 月・1 月・4 月の年 4 回）

#### ウ) プレスリリースによる情報配信（随時）

#### エ) 全労済協会ファクトブック

## 2. 勤労者の生活・福祉・共済に関する各種講演会、研修会、相談等の開催のための事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉等に関する各種講演会、研修会等を開催し、研究成果や生活に資する情報・方向性等を広く発信することにより、勤労者の生活向上に寄与することを目的とします。（定款第 4 条第 1 項第 1 号イ）

(1) シンポジウム・講演会

勤労者福祉等に関するテーマでシンポジウム、講演会を開催します。

1) 東京シンポジウム

2017年11月に「格差・貧困の拡大の原因と是正施策」をテーマにスペース・ゼロにおいて開催します。

2) 地方における講演会

2018年春に開催することとし、テーマ・開催地等を含め検討します。

(2) 勤労者教育研修会

中高年齢層の勤労者に対する支援事業として、職場における組合員の退職後の生活設計に備えた退職準備教育の普及・推進をはかるために、研修会の推進役となるコーディネーターの養成を目的とする研修会を開催します。

1) 退職準備教育研修会（コーディネーター養成講座）

2017年度においては参加者のレベルにあわせて、労働組合における福利厚生担当初任者向けの基礎研修会、サポートネットワーク 会員（既受講者）やFP資格保持者向けのフォローアップ研修会を開催します。

ア) 基礎研修会

東京・大阪で2回開催します。（2016年度に引続き1日開催）

イ) フォローアップ研修会

東京・大阪で2回開催します。なお、開催時間は3時間程度としてポイントを絞り、参加者の利便性向上を図ります。

**3. 労働者共済運動に関する指導・連絡調整のための事業**

健全な労働者共済運動の発展に向けた事業のあり方、共済活動等についての研究を協同で行い、研究会参加各団体をはじめとした労働者の福利厚生の上に向けた活動や制度の改善・充実に役立ていただくことを目的とします。（定款第4条第1項第1号オ）

(1) 労働者福祉研究活動

1) 労働者共済運動研究会

労働組合として自主共済を実施している産別団体と当協会との構成による労働者共済運動研究会を開催します。開催にあたっては運営企画委員会と連携の上実施します。

ア) 研究会

運営企画委員会の議論を踏まえ、個別の研究テーマについて適宜研究会を開催します。

イ) 運営企画委員会

運営企画委員会においては、研究会の企画に加え、2016年度に出された答申書にもとづき、非正規労働者を対象とした相互扶助制度のあり方について、連合・労福協・労金・全労済の四団体に対する提案内容の策定を行い、連携した展開を目指します。

2) その他団体との連携

労働者共済運動に関する他団体との連携に努めます。

**<継続事業2>**

勤労者の生活の向上を図るために、勤労者福祉・共済に関する研究を行っている研究者及び研究団体等を助成し、研究成果を広く発信することにより、勤労者福祉・共済・協同組合等の研究者層の育成・拡充並びに同目的で海外で活動する団体との連携・支援に寄与するとともに、勤労者の生活の安定を図るため自然災害等による被災者救済に向けた国・自治体へ

の要請活動及び政策提言などの支援活動を目的とする事業です。

#### 4. 勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援のための事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉等に関する各種研究を行っている若手研究者を中心とした公募委託・客員研究を通じ研究成果を広く発信、大学への寄付講座によるこれからの世代に対する相互扶助思想の啓発を行うことにより、勤労者の生活向上に寄与することを目的とします。(定款第4条第1項第1号ウ)

##### (1) 公募委託調査研究

若手を中心とした研究者への研究機会の提供・人材発掘を目的に、公募による調査研究の委託を行います。

###### 1) 研究公募

上記目的を踏まえ、2017年度も広く募集のうえ新たな研究委託を実施します。

###### 2) 研究結果の報告

各研究成果を報告書としてまとめ、研究テーマごとに刊行物として作成・報告会の開催等を通して広く発信していきます。なお、報告会に関しては、同年度の研究者を同一日程で開催することとし、連合、産別組織、全労済グループをはじめ、広く参加を呼びかけることとします。

##### (2) 寄附講座の開設

大学に勤労者福祉に関する寄附講座を開設し、学生、一般市民に勤労者福祉・相互扶助思想の啓発・普及する活動に取り組みます。

###### 1) 大学寄附講座

###### ア) 講座開設大学

中央大学法学部で2017年4月より実施します。(1年目)

慶應義塾大学経済学部で2017年9月より実施します。(4年目)

###### イ) 一般聴講枠

両大学で実施する講座において、一般市民へ受講機会を提供します。

実施大学へ働きかけ、聴講枠(2016年度 慶應:6単元)の拡大と聴講者数の確保(中央:200名目標)に努めます。

##### (3) 客員研究員制度

勤労者福祉に関わる研究を行う若手研究者への研究機会の提供と育成を目的に客員研究員を任用します。

###### 1) 客員研究員の任用

ア) 第4期(2016年4月採用)客員研究員の研究継続と報告書の刊行(2018年3月)

イ) 第5期(2018年4月採用)客員研究員の採用と定例報告

ウ) 任用した客員研究員の新たな活用方法の検討

##### (4) その他団体との連携

勤労者の福祉の向上および、勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援に資する他団体との連携に努めます。

###### 1) 日本共済協会、連合総研、教育文化協会、生協総研等との連携

各種研究成果(各種研究会、公募委託等)について、広く情報連携・活用を図ります。また、「介護離職のない社会をめざす会」や賀川記念館など会員となっている団体の

活動と連携することで、当研究会の調査活動へのフィードバックを行います。

## 5. 諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の促進のための事業

諸外国における勤労者福祉・共済運動に関する支援と国際連帯の促進のための事業を行い、当該国勤労者の労働条件や労働環境の向上に寄与することを目的とします。

(定款第4条第1項第1号エ)

### (1) 国際連帯活動

諸外国における勤労者福祉・共済運動に関する調査を行い、当該国に望まれる労働者自主福祉事業に対する支援活動などの国際連帯施策の研究を行います。

#### 1) 調査研究

ヨーロッパやアジアの近隣諸国における勤労者福祉に関する実態把握するため、実地調査を含めた研究を行います。

#### 2) 他団体連携による支援活動

##### ア) 共済事業の普及・推進支援

関係機関と連携し、日本における労働者自主福祉活動に関する活動の紹介等を通じ、支援各国における共済事業の普及・推進を支援します。

2017年度においても公益財団法人国際労働財団（以下「JILAF」）との協定に基づく活動として、4か国への現地訪問支援と、「労働組合指導者招聘事業参加者の受け入れ」について4チーム受け入れを実施します

##### 【草の根支援対象国】

- a. バングラデシュ（7月：ダッカ）、b. ネパール（9月：カトマンズ等）
- c. タイ（11月：バンコク）                    d. ラオス（11月：ビエンチャン等）

※ タイとラオスに関しては、連続日程での人員派遣

##### 【招聘事業受け入れチーム】

- a. ラオス・タイ（6月）                    b. ユーラシア（8月）
- c. アフリカ英語圏（11月）            d. バングラデシュ・モンゴル（12月）

##### イ) 関係機関との連携

JILAFやNPO法人日本ILO協議会などの国際的活動組織と連携し成果につなげます。

## 6. 自然災害等による被災者救済のための支援事業

自然災害等による被災者救済の活動については、自然災害被災者支援促進連絡会を中心に、「被災者生活再建支援法」に関連し、法制度やその他の非常時の備えによる、労働者の生活の安定に向けた諸活動に取り組みます。

(定款第4条第1項第1号カ)

### (1) 自然災害被災者支援促進連絡会の活動

- 1) 連絡会における幹事団体との緊密な連携
- 2) 自然災害議連との連携
- 3) 内閣府（防災）および全国知事会との関係強化

### (2) 調査研究

- 1) 被災者生活再建支援法に関する調査研究
- 2) 調査報告書等の出版物の刊行
- 3) 調査結果についての関係団体を含めた広範囲への周知

### (3) 被災者支援

#### 1) 大規模災害への対応

大規模災害時に被災者への各種支援活動や、被災地自治体への寄附金等の取組を行います。

### Ⅲ. シンクタンク事業B【独自事業】

シンクタンク事業としては、これまでの継続事業である「公益目的支出計画」のほか、新たな事業領域の開発を中長期課題として検討を更に深めます。

#### 1. 調査研究

##### (1) 受託による調査研究

労働者共済運動や共済事業に関わる団体および、全労済グループにおけるシンクタンク機能として、受託による調査研究業務を検討・実施します。

- 1) 公益的な調査研究の受託
- 2) 全労済グループ内における調査研究の受託

#### 2. 教育・研修

##### (1) 新たな教育活動・研修会活動の検討

これまで実施している「退職準備教育（研修会）」に加え、勤労者福祉の向上を目的とした教育活動や研修資材の開発と、研修種目の拡大を検討します。

- 1) 共済事業に関連する教育及び研修資材・研修課題の開発検討
- 2) 新たな研修会の検討



## IV. 相互扶助事業

元受事業である認可特定保険業の推進を中心として新規契約の獲得と既契約の維持に引き続き取り組みます。あわせて事業の安定的な運営の観点から、事務の効率化と保険金支払いの適正化に向けて必要な対応を進めます。

### 1. 事業体および制度内容の継続的な周知・徹底活動

全労済協会の認知と制度の周知・徹底に向けて以下の活動を行います。

#### (1) Monthly Note（全労済協会だより）による告知

誌面を通じて継続的な制度告知を行いながら、より推進に連動した誌面構成の充実を図ります。保険金の支払いにおいて、特に問い合わせが多い点を中心に紙面を通じて紹介し、迅速な支払いにつなげていきます。

#### (2) ホームページ上での継続的な制度告知と利便性の向上

簡易見積りシステム導入の検討、ホームページからの問い合わせ内容についての検証を行います。

また、加入意欲促進に向けて制度告知を充実させるなど、必要な改善を行います。

#### (3) 産別・協力団体への制度提案

全労済と連携しながら、産別・協力団体の各種推進会議、対策会議等へ参加し、協力団体に対する制度提案および協力要請を行います。

#### (4) 未利用団体へのダイレクトメール推進

未利用団体への加入促進策として、全労済本部関連部門との連携を行いながら、全労済協力団体へのダイレクトメールを検討します。

#### (5) 推進ツールの見直し

火災を中心に推進ツール全般のわかりやすさ、見やすさについて検証し、ツールの必要な見直しを行います。

### 2. 収入保険料の拡大の取り組み

全労済グループおよび全福センター等と連携した推進活動を展開するとともに、福祉事業団体・各産別本部への積極的な推進を図り、既契約のグレードアップと新規契約の獲得により収入保険料の拡大を図ります。

#### (1) 全労済グループとの連携

全労済協会が実施している共済保険制度について、諸会議を通じて全労済グループ内での認知度を高め、「団体紹介」、「新規加入」につなげていきます。

全労済グループ内の各事務所の団体火災共済保険 100%加入を目指して各段階への要請、提案を行います。

#### (2) 関連事業団体（労働金庫協会、労福協、連合）との連携による推進活動

関連事業団体との連携を一層強化し、各種会議や研修会において制度紹介を行います。ま

た、参加団体からの見積り依頼書を確実に回収し具体的な提案を行っていきます。

(3) 全福センターとの連携による新規団体の獲得とブロック会議への対応

全福センター加盟のサービスセンターに対して、新規加入・保障の拡充に向けて全福センターと連携して推進活動に取り組みます。

全福センターの東西ブロック会議や地方ごとに開催するブロック会議に参加し、未加入センターへの加入推進および既契約センターへの保障拡充活動を進めます。

(4) 既契約における未継続対策

満期未継続団体および他損保への移行検討団体に対しては、状況把握の上、電話等を中心とした解約防止対応を引き続き行います。また、地震保障等の保障ニーズに応じていくため、損保代理店商品への確実な誘導を行います。

(5) 既契約団体へのフォロー対応

既契約団体に対して、フォローハガキによる接点強化の継続的な取り組みと、極め細やかなフォローによる継続利用の喚起および保障のグレードアップ推進を行います。

### 3. 制度改定に向けた検討の開始

認可特定保険業実施から4年が経過したことを踏まえ、保険収支および事業費の検証を十分に行うとともに競争力の確保と安定的な事業運営に向けて、保険料率と保障額改定に向けた準備を進めます。

### 4. 代理店業務の安定稼働

認可特定保険業と代理店業について、各共済保険制度の内容について十分に把握をしながら、各団体への必要な保障の提供を行います。

### 5. 支払業務態勢のさらなる検証と強化

より迅速かつ正確な支払業務、当協会独自の損害調査態勢の確立が求められていることから、現行の支払態勢を引き続き検証していきます。

(1) 適切な保険金支払いに向けた指導と連携

保険金請求についての検証を行いながら、より適切な保険金請求、支払業務とするために関係各所との連携を図ります。

(2) 昨年度より実施した法人火災共済保険における現場調査の鑑定事務所への外部委託について、継続して実施します。

(3) 共済保険部職員による現場調査（住宅災害）活動等を通じ損害認定のスキルアップを図ります。

### 6. 相互扶助事業の基盤強化について

さらなる事業の安定・拡大を図るために、推進態勢および損害調査態勢の両面での態勢強化・構築を進めます。

(1) 推進態勢の構築

新規契約獲得、既契約団体深耕利用の拡大にむけて、ホームページやネット等を活用し

た推進モデルの検討を行います。

(2) 損害調査態勢

協会独自の推進・損害調査態勢のあり方を確立・実施するための態勢づくりについて、引き続き検討を行います。

7. 推進・管理システムおよび帳票の改定

(1) システム改定

2016年7月より、月平均220件を数えた大量の、法人火災共済保険の3年契約満期対応が、2017年6月末で収束しました。今回の満期更新について、高い継続率とはなりませんが、自動振替等いくつか課題も存在することから、今回の満期更新についてシステム関連を中心に検証し、必要なシステム改定を順次行ない、次回の更新に備えていきます。

また、これまでのシステム上の残課題に対して、最小限の範囲での改定を行います。実績集計については、一元的に実績を管理できる包括的な集計システムの構築に取り組みます。

(2) 帳票の改定

見積書などの内容検証を行い、特に法人火災共済保険については、保障内容全体がわかりやすい効果的な推進帳票の作成に取り組みます。

8. 実績目標

		法人火災	法人自動車	自治体慶弔	代理店契約	合計
契約件数	2016年度末実績見込 (2017年5月)	3,761	3,413	677,049	—	684,223
	2017年度目標	3,961	3,443	684,049	—	691,453
	純増	200	30	7,000	—	7,230
	増加率(%)	5.0%	0.9%	1.0%	—	1.0%
収入保険料	2016年度末実績見込 (2017年5月)	103,642,839	92,259,393	1,381,846,873	3,100,000	1,580,849,105
	2017年度目標	51,934,823	93,070,346	1,396,133,768	33,000,000	1,574,138,937
	純増	-51,708,016	810,953	14,286,895	29,900,000	-6,710,168
	増加率	-49.9%	0.9%	1.0%	964.5%	-0.4%

① 上記の目標数値は、2016年度実績および事業経費予算額の確定に基づいて変動します。

② 収入保険料は、法人火災共済保険の3年契約の保険料が2016年度61,844,779円から7,427,488円と減少することによるものです。

③ 代理店契約の手数料は年度単位になります。なお労働金庫での大口の更新契約が予定されていることから収入保険料についてはそのことを加味しての目標設定としています。

## V. 法人運営

### 1. 適切な運営による経営管理と資産運用管理

資産運用収入や保険料収入の変動などを踏まえ、平成20年度公益法人会計基準に基づく適正な財務運営を行い、適切な経営管理と収支管理を行います。

また、国内預金および国債・地方債などの安全性の高い債券を中心に資産運用を行います。

#### (1) 労働金庫との関係強化

各労働金庫との関係強化に向けて、関係部と連携して、預託基準に基づいた大口定期による預託対応を進めます。

#### (2) 法人運営の安定化に向けた予算管理

##### 1) 固定費の削減

費用対効果を意識して業務の迅速化・簡素化に取り組み、固定費（管理コスト）の効率的な支出を行いながら支出削減に努めます。

##### 2) 適正な予算執行

事務局の実態に沿った各部門への予算配賦、配賦率の適正化を図ります。

##### 3) 収益事業の検討

将来的な事業運営の課題を踏まえ、新たな収益事業について検討を進めます。

#### (3) 税務課題への対応

現行の収益事業に係り、2017年度は課税事業者となることから税務への対応を徹底します。

#### (4) 経理事務の効率化

厚生労働省の指導をもとに、区分経理への対応を確実に行うとともに、新会計システムによる経理事務全体の精緻化・効率化に努めます。

### 2. 事務局機能の検討と人事管理

全労済の中期経営政策を踏まえた事務局機能の検討や、役職員等の就業環境の整備、労務管理を行います。

#### (1) 全労済グループとしての対応

全労済グループの一員として、グループ基本三法人の一体的運営、機能の再整理の検討を進めます。

#### (2) マイナンバーの適正な管理

マイナンバーの既取得情報の取扱い、新規取得時の対応など、法令に基づいて適切に管理を行います。

#### (3) 職場環境の点検

労働災害防止のための基盤・環境づくり、労働安全衛生、長時間労働の抑制、健康診断の受診フォローなどに取り組み、安全な職場環境づくりを進めます。

#### (4) 全労済協会あり方検討委員会の設置

8年後の公益目的支出計画の終了を見据え、2025年以降の全労済協会のあり方を検討するため、外部有識者を交えた委員会を設置し、事業課題、予算課題等について検討を開始します。

### 3. 教育研修

認可特定保険業者としての適正な事業実施やシンクタンク事業に係る知識の向上など、職員スキルの充実に向けて教育研修に取り組みます。

#### (1) コンプライアンス強化に向けた対応

認可特定保険業者、損害保険代理店業としてのコンプライアンスの強化を図るため、共済募集人資格等の継続研修・コンプライアンス研修・事務ミス防止研修等を、全労済、共栄火災海上保険株式会社と連携し実施します。

#### (2) 内部研修の実施

新たな知識の取得や柔軟な発想、業務スキルの向上を目指し、職員の要望も踏まえて研修会を企画・実施します。

### 4. 監査の実施

監事監査規程に定められた監事による定期監査ならび公認会計士による会計監査を実施するほか、他部門と共同して、相互牽制機能を高めながら実効性のある内部監査を実施します。

#### (1) 外部監査の実施

監事団と公認会計士との連携も図りつつ、業務監査および会計監査を年間計画に則って実施します。

#### (2) 内部監査の実施

各部門から監査担当者を選出し、定期的（中間期・決算期）に所属部外の部門を監査することで、相互に牽制を図りながら業務内容等の点検を行います。

### 5. 広報活動・広報力の強化

全労済協会の活動を積極的に周知・広報するために、毎月発行している「Monthly Note」やホームページの活用を図りシンクタンク事業の研究成果の普及や認可特定保険業の推進に繋げていきます。

### 6. 賛助会員制度の研究

一般財団法人としての賛助会員制度について、シンクタンク事業の利用との関わりも含め、引き続き研究します。また、各団体が実施する社会貢献活動等に対しても積極的に活動支援を行い、豊かで安心できる社会づくりを実践していきます。

## V. 資料

### 1. 法人の概要 (記載は※2017年6月現在)

名称	一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区代々木2丁目11番17号
設立日	1982年11月20日 (財団法人全国勤労者福祉振興協会 設立)
組織機構	理事長—副理事長—専務理事—常務理事—経営管理部 調査研究部 共済保険部
役員等の状況	理事長 高木 剛 (代表理事) 副理事長 中世古 廣司 専務理事 安久津 正幸 (代表理事) 常務理事 伊藤 昭彦 (業務執行理事) 西岡 秀昌 (業務執行理事) 理事 上記他16名 監事 下田 祐二・豊島 敦海 評議員 神津 里季生 他24名 ※ 代表理事、業務執行理事以外は非常勤
職員の状況	職員数21名 (男性15名、女性6名) ■ 経営管理部 部長 青木 茂実 他4名 ■ 調査研究部 部長 小笠原 悟 他6名 ■ 共済保険部 部長 嶋崎 邦彦 他8名

### 2. 認可特定保険の概要

事業種目	(1) 法人火災共済保険 建物または建物内収容の動産の火災、落雷、破裂・爆発、風水災等による焼失、損壊等を保障する商品です。 (2) 法人自動車共済保険 自動車の運行に起因する対人賠償、対物賠償、自損事故傷害、無保険車傷害、搭乗者傷害を保障する商品です。 (3) 自治体提携慶弔共済保険 中小企業勤労者福祉サービスセンター等の会員に対する各種慶事、弔事等の支払を保障する商品です。
認可日	平成25年3月19日 (2013年3月19日) 厚生労働大臣
営業開始日	2013年6月3日 (認可特定保険) ※ 旧共済事業において下記のとおり (1) 団体建物火災共済 1982年11月20日 (2) 団体(法人)自動車共済 1985年6月1日 (3) 慶弔(自治体提携用)共済 1990年9月1日
推進体制	全労済協会職員を中心とした保険募集の実施 (支払に係る現場調査については、全労済出向者および外部委託により実施)
営業時間	営業日：平日 午前9:00～午後5:15 休日：土日および祝日、ならびに12月30日から1月3日まで ※ 自動車事故受付について年中無休24時間電話受付
保険業務の精通状況	常勤役員および職員の多数が共済事業 (生協法) に多年従事